

あなたも市政に参加しませんか 市民委員を募集



市は、市民参加による市政を推進しており、その一環としてさまざまな分野で委員会等の市民委員を募集しています。皆さんの知識や経験を市政に生かしてみませんか。

地域学習館運営協議会委員

市内に6館ある地域学習館では、市民の皆さんと協働して学習館事業運営などを行うために、運営協議会を設置しています。この協議会に参加する市民委員を募集します。



▼**応募資格** 以下のすべてに該当する方
▼**4月13日現在**、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住する
▼**確認のため住民基本台帳の閲覧に同意する**
▼**平日夜間の会議(月1回程度)**に出席できる
▼**募集人数** 若干名(選考)
▼**任期** 6月1日から2年間
▼**謝礼** 1回1000円
▼**応募方法** 4月13日(金)「消印有効」までに、住所、氏名、年齢、電話番号、性別、職業、希望の学習館の有無(第1・第2希望)、「生涯学習の拠点としての地域学習館に望むこと」(800字程度)を書いて、直接、または郵送、ファクス、Eメールで、生涯学習推進センター管理係(〒199-0001)宛に送付してください。

0-0012 曙町2-36-2 女性
総合センター4階 ☎(528)
68009 shougai-suishin@ci-ty.tachikawa.lg.jp

情報紙「アイム」編集委員

男女平等参画社会の実現に向けて年1回発行する情報紙「アイム」の編集委員を募集します。発行(12月を予定)までに10回程度開催する編集会議(平日昼間)に参加し、紙面の企画・編集や取材・執筆を行います(保育あり。1歳〜学齢前)。



▼**応募資格** 4月25日現在、20歳以上で市内に引き続き3か月以上在住の方
▼**募集人数** 5人(選考)
▼**任期** 任命の日から平成31年3月31日まで
▼**謝礼** 1回1000円(参加状況等による)
▼**応募方法** 4月10日(火)〜25日(水)「必着」に、「編集委員応募」、住所、氏名、年齢、電話番号、「男女平等参画を推進するために必要だと考えること」(400字〜800字)を書いて、郵送、ファクス、Eメールで男女平等参画課(〒199-0001)宛に送付してください。2階 曙町2-36-2 女性総合センター15階 ☎(528)68001 Fax(528)68005 danjobyou@dou@city.tachikawa.lg.jp

就学援助費の申請は4月20日(金)まで

市内にお住まいの国公立の小・中学校に通学する児童・生徒がいる家庭で、生活保護や児童扶養手当を受給しているか、これらに準ずる状態の世帯(収入制限あり)に就学援助費を支給します。平成29年度に支給対象となっていた場合でもあらためて申請が必要です。

申 4月20日(金)までに、市立小・中学校と学務課学務保健係(市役所2階61番窓口)で配布している申請書(市ホームページからダウンロードも可)に必要書類を添えて、直接各学校事務室または学務課学務保健係へ
☎学務課学務保健係・内線2515

国民年金・学生納付特例の手続きをお忘れなく

学生納付特例制度とは、大・専修学校などの学生で、収入が少なく国民年金保険料の納付が困難なときに、本人の所得が一定基準以下の場合、納付義務が猶予される制度です。

学生納付特例制度は年度ごとに申請が必要です。過去の申請が済んでいない方は申請時点の2年1か月前までさかのぼって申請できます。

また、平成30年度分については4月に学生納付特例申請書(はがき様式)が届いた方はその書類を返送してください。届かない方は窓口での手続きが必要です。手続きの際は、学生証、年金

手帳、印鑑をご持参ください。
☎保険年金課国民年金係・内線1394

防衛省の交付金をまちづくりに有効活用しています

市は、防衛省の交付金を活用し、公共施設の整備や市民の生活の利便性向上に役立てています。平成29年度には特定防衛施設周辺整備調整交付金事業として江の島公園樹林地(用地取得)整備事業を実施しました。くわしくは市ホームページをご覧ください。
☎企画政策課・内線2691

市史の編さんを進めています

●市内で採取された土器や石器を探しています

立川市の旧石器時代・縄文時代を明らかにするため、市内で採取された土器や石器を探しています。ご提供いただける情報や資料がありましたらご連絡ください。



市内で出土した石器(歴史民俗資料館所蔵)

●「新編立川市史調査報告書近世編1・鈴木家文書目録」の刊行 旧柴崎村名主・鈴木家に遺されていた文書の目録です。未報告の文書を含む約6,300点を収録しています。1部1,000円で市政情報コーナー(市役所3階)と歴史民俗資料館で4月3日(火)から頒布します。

☎地域文化課市史編さん担当・内線4044

心身に障害がある方へ

タクシー、リフトタクシー、ガソリン共通助成券を交付

☎障害福祉課・内線1518

市は、心身に障害がある方を対象に、タクシー、リフトタクシー、ガソリンにかかる費用の一部を助成しています。この助成券の平成30年度分(4月〜平成31年3月分)を次の通り交付します。

●**対象** 身体障害者手帳1級・2級・3級の方(3級は下肢・体幹・内部障害のいずれかが、単独の障害で3級である方が対象)と愛の手帳1度・2度の方。ただし、次に該当する方は除きます▶世帯の平成29年度市民税所得割額が一番高い方の額が一定以上である(下表)▶介護保険施設または障害者(児)入所施設などに入所している▶病院などに入院している▶市外のグループホームに入所している

●**助成額** 下表の通り

●**交付に必要なもの** 身体障害者手帳か愛の手帳、印鑑。平成29年1月2日以降に転入した方は、前住所地での平成29年度の住民税所得割額が分かる書類も必要です(平成28年1月〜12月の収入などを基準とします)。

●**交付日時・場所** いずれも午前8時30分〜午後5時▶4月1日(日)〜13日(金)=市役所1階101会議室▶4月16日(月)以降の平日=障害福祉課(市役所1階1番窓口)

支給は、申請月から対象となります。また、身体状況で来所することが困難な方は、郵送でも受け付けます。くわしくはお問い合わせください。

	世帯の平成29年度市民税所得割額が一番高い方の額	助成額(1か月当たり)
身体障害者手帳 1級・2級の方	100,600円以下	3,500円
	100,700円〜268,200円	2,000円
愛の手帳 1度・2度の方	268,300円以上	対象外
身体障害者手帳 3級(下肢・体幹・内部障害)の方	36,100円以下	3,500円
	36,200円以上	対象外